


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市徘徊高齢者等居場所お知らせサービス事業実施要綱の一部を改正する訓令について			区分	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>本事業の「徘徊」という名称から受ける印象が、抵抗感を感じることも考えられるので、要綱の一部を改正し、事業名称を変更するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①事業名を「認知症高齢者等居場所お知らせサービス」に改める。</p> <p>②条文中の「徘徊高齢者等居場所お知らせサービス」を「認知症高齢者等居場所お知らせサービス」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 サービスを利用する際に抵抗感が少なくなる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>・文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。